入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１０月２８日

学校法人 産業医科大学
契約担当役
常 務 理 事　　志村　幸久

１競争入札に付する事項
(1) 件　　名　学務統合システムの更新に係る約定契約及び委託契約
(2) 規 格 等　仕様書のとおり
(3) 契約期間　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日
(4) 納入場所　産業医科大学情報システム課
(5) 入札方法　機器等についてはリース対象物件とし、更新設定作業等に係る経費については業務委託契約とし、それらの総額で入札を実施する。

２入札参加資格
(1) 令和８・９年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者であること。
(2) 本学が提示する仕様について対応できること。
(3) プライバシーマーク（Pマーク）、ISO/IEC 27001 認証（ISMS 認証）を取得していること、又はこれらと同等以上の情報セキュリティ管理体制を有すること。

３入札手続き等
(1)担当部課
〒807-8555　北九州市八幡西区医生ヶ丘１番１号
学校法人　産業医科大学　財務部契約課一般契約係
℡　093-691-7132（一般契約係直通）Fax 093-692-6651

(2) 仕様書等の交付期間及び交付場所
①交付期間　令和８年１０月２８日（水）から令和８年１１月４日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時００分から１６時００分まで
②交付場所　上記３（１）に同じ

４入札書の提出方法及び開札の日時、場所
(1) 入札書提出期限　　令和８年１１月１８日（水）１６時００分まで
(2) 入札書提出場所　　上記３（１）に同じ
(3) 入札書の提出方法　　持参すること。
(4) 開札の日時及び場所　令和８年１１月１９日（木）１１時００分
産業医科大学　事務局本部　２階　会議室

５その他
(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 保証金　　入札保証金及び契約保証金は免除する。
(3) 入札の無効
①本公告に示した競争契約参加資格のない者のした入札。
②提出書類に虚偽の記載をした者のした入札。
③入札に関する条件に違反した入札。
(4) 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(5) 手続きにおける交渉の有無　　無
(6) 契約書作成の要否　　要
(7) 詳細は入札心得書による。

学務統合システム仕様書

（詳細別添）

1　調達概要

・学務統合システムの導入、構築、データ移行、教育、運用保守を調達対象とする。

2　調達範囲

・学務統合システムパッケージ、ライセンス、クラウド環境、データベース、監視・バックアップ環境を提供すること。
・環境構築、初期設定、権限設定、テスト環境・本番環境構築を実施すること。
・データ移行計画、検証、リハーサル及び本番移行を実施すること。
・標準機能で要件を満たせない場合は、機能拡張、アドオン開発、個別改修、カスタマイズ及び API 連携開発を本調達範囲に含むこと。
・提案時に標準機能、設定対応、個別改修の区分を明示すること。
・LMS 等の別システムとの連携に対応すること。
・管理者・利用者向け研修及びマニュアル作成を行うこと。
・入札価格の清算根拠となる資料には導入費、ライセンス費、クラウド利用料、改修費、連携費、保守費（1年間分）を区分記載すること。

3　システム構成要件

・クラウドサービス方式とする。
・利用クラウド基盤及び構成図を提示すること。

4　ネットワーク要件

・既設学内 LAN 及びインターネット回線を利用する。
・通信要件（ポート、プロトコル、FQDN、IP、帯域等）を提示すること。
・ファイアウォール設定条件は本学と協議の上、設定すること

5　ライセンス要件

・利用期間、費用及び支払方法を明示すること。

6　運用保守要件

・問合せ対応、障害対応、パッチ適用、バージョンアップ対応を行うこと。
・保守費用については年払いとすること。

7　バックアップ要件

・自動バックアップを実施すること。
・バックアップはイミュータブル方式とすること。
・RTO 及び RPO を提示すること。

8 成果物

（1）システム本体

・本仕様書に基づき構築されたクラウド型学務システム一式

・本学が利用可能な状態に設定された本番環境

・本番環境へ適用した設定内容

・本契約に基づき提供されるライセンス一式

・本学との協議により実施したカスタマイズ機能及びアドオン機能

・他システムとの連携機能

（2）設計・構築関連資料

・システム構成図

・クラウドサービス構成図

・ネットワーク構成図

・アカウント設計書

・権限設計書

・パラメータ設定一覧

・他システム連携仕様書

・カスタマイズ設計書（実施した場合）

・API 連携仕様書（実施した場合）

（3）移行関連資料

・データ移行計画書

・データ移行手順書

・データ移行結果報告書

・テスト結果報告書

・受入試験結果報告書

（4）運用関連資料

・運用手順書

・セキュリティ運用、障害対応手順書

・バックアップ手順書

・リストア手順書

・保守サービス仕様書

（5）利用者向け資料

・利用者向け操作マニュアル

・システム管理者向け操作マニュアル

・研修資料

・FAQ 集（提供可能な場合）

（6）ライセンス・保守関連資料

・ライセンス証書又は利用証明書

・保守体制図

・問合せ先一覧

9 責任分界点

ネットワーク物理環境は本学、アプリケーション・クラウド基盤は受注者を基本とする。

項目	本学	受注者
ネットワーク物理環境（回線・LAN）	○	－
通信要件の提示（ポート・FQDN 等）	－	○
ファイアウォール等の設定作業	協議	提示・支援
クライアント端末の提供	○	－
クライアント側設定が必要な場合の手順提示	－	○

インシデント発生時の責任分界点は以下を基本とする。

項目	本学	受注者
学内環境（端末・LAN）	○	協力・支援
クラウド基盤・システム	－	○
原因調査・証跡保全	協議の上、対応	
本学への報告・説明	－	○
利用者への周知	○	協力・支援
再発防止策	協議の上、対応	

10 運用保守及び情報セキュリティ要件

・障害受付窓口及び受付時間を明示すること。

・重大障害は 1 時間以内を目安に初動連絡すること。

・セキュリティインシデント発生時は速やかに報告すること。

・契約終了時は汎用形式でデータ提供すること。

・契約終了後は復元困難な方法でデータ消去を実施すること。

・他システムへ移行する場合には協力すること。

入 札 心 得 書

学校法人 産業医科大学
契約担当役

1 一般競争入札に付する事項
(1) 件　　名 ：学務統合システムの更新に係る約定契約及び委託契約
(2) 仕　　様 ：別添仕様書のとおり
(3) 契約期間 ：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日
(4) 納入場所 ：産業医科大学情報システム課
(5) 入札方法 ：機器等についてはリース対象物件とし、更新設定作業等に係る経費については業務委託契約とし、それらの総額で入札を実施する。

2 一般競争入札参加者の資格
(1) 令和８・９年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者であること。
(2) 本学が提示する仕様について対応できること。
(3) プライバシーマーク（P マーク）、ISO/IEC 27001 認証（ISMS 認証）を取得していること、又はこれらと同等以上の情報セキュリティ管理体制を有すること

3 提出書類
(1) 定価証明書
①提供する機器等及び導入設定作業費についてそれぞれ提出すること。
②オープン価格の商品については、想定提供価格を記載すること。
(2) 機器等及び更新設定作業費等についての総額の明細書
(3) システムエンジニア等技術料金表

4 提出書類の提出期限等
(1) 提出期限 ：令和８年１１月１０日（火）１５時００分まで
(2) 提出場所 ：産業医科大学事務局本部財務部契約課一般契約係

5 仕様書等に対する質問
(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い書面（別添質問書）により提出すること。
①提出期間　令和８年１０月２８日（水）から令和８年１１月６日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時００分から１６時００分まで
（ただし、１１月６日は１２時００分まで）
②提出場所　上記４（2）に同じ
(2)（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
①閲覧期間　令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月１６日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日、９時００分から１６時００分まで
（ただし、１１月１１日は１４時００分から）
②閲覧場所　上記４（2）に同じ

6　入札書提出及び開札

(1) 入札書提出期限：令和８年１１月１８日（水）１６時００分まで

(2) 開札日時　　：令和８年１１月１９日（木）１１時００分

(3) 開札場所　　：産業医科大学　事務局本部　２階　会議室

＊開札場所等を変更する場合は、当日掲示連絡を行う。

＊開札場所に立ち入る際は携帯電話等の電源を切ること。

(4) その他

①入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

②本入札の開札時間に遅刻してはならない。万が一遅刻、あるいは開札に立ち会わない場合は、１回目の入札は有効とし本学職員が立会い開封する。

ただし、２回目以降の入札は辞退したものとみなし、参加を認めないものとする。

7　入札書等の作成及び提出方法

(1) 入札書

①入札書の様式は、別添のとおりとする。

②入札書には、機器等及び更新設定作業費の総額、件名、作成年月日、会社名及び入札者名を記入し、押印すること。

③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

④一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消しはできない。

⑤代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

(2) 委任状及び使用印鑑証明書

①委任状及び使用印鑑証明書の様式は、別添のとおりとする。

②代理人による入札の場合は、必ず提出すること。

③入札者が入札書に使用する印鑑を使用印として枠内に押印すること。

④入札書に押印された入札者の使用印が当該印鑑と異なる場合は、入札書が無効となるので注意すること。

⑤使用印鑑証明書のみ提出する場合は、不要な文言を抹消すること。

(3) 見積書

①見積書の様式は、別添のとおりとする。

②見積書は、落札者がない場合の随意契約の際に使用する。

8　入札の無効

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札。

(3) 記名、押印のない入札。

(4) 入札金額の記載が不明確な入札又は入札金額の記載を訂正した入札。

(5) その他の事項について訂正印のない入札。
(6) 再入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって行った入札。
(7) 明らかに談合によると認められる入札。
(8) 提出書類に虚偽の記載をした入札。
(9) 入札に関する条件に反する入札。

9 納入業者及び落札価格の決定
(1) 入札価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定する。
(3) 入札の結果、予定価格に達した者がないときは、直ちに再入札に付する。
(4) 入札において、入札者がなくなったとき又は落札者がないときは、予定価格の範囲内で随意契約とすることができる。
(5) 随意契約によるときは、最低価格の入札者に申し入れを行い、合意に達しない場合には、適宜に他の業者に申し入れを行うか、若しくは、不調として処理する。

10 約定書、契約書、覚書及び契約事項
(1) 約定書、契約書及び覚書は、別添のものとする
(2) 入札参加者は、別添約定書、契約書及び覚書を熟読の上、入札しなければならない。
(3) 入札後、約定書、契約書及び覚書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 入札保証金、契約保証金
入札保証金及び契約保証金の納入は、免除する。

12 その他
(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札心得書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
(3) 本入札のため、当大学から配付した仕様書及び契約書等は、すべて入札終了後、破棄すること。
(4)本入札に関しての照会先：財務部契約課一般契約係　島田
℡　093-691-7132（契約第１係直通）Fax 093-692-6651

入　　札　　書

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

件　　名　：学務統合システムの更新に係る約定契約及び委託契約

約定書、契約書及び入札心得書を承諾のうえ、入札いたします。

令和　　年　　月　　日

代　表　者
　住　　所
　名　　称
　職　氏　名　　印

代　理　人
　住　　所
　名　　称
　職　氏　名　　印

学校法人 産 業 医 科 大 学
契 約 担 当 役
常　務　理　事　　志村　幸久　　殿

見　　積　　書

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

件　　名　：学務統合システムの更新に係る約定契約及び委託契約

約定書、契約書及び入札心得書を承諾のうえ、見積いたします。

令和　　年　　月　　日

代　表　者
　住　　所
　名　　称
　職　氏　名　　印

代　理　人
　住　　所
　名　　称
　職　氏　名　　印

学校法人 産 業 医 科 大 学
契 約 担 当 役
常　務　理　事　　志村　幸久　　殿

委任状及び使用印鑑証明書

私は、　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「学務統合システムの更新に係る約定契約及び委託契約」に係る入札及び見積に関すること。

なお、入札及び見積に使用する印章は、次のとおりであります。

使　用　印

令和　年　　月　　日

住　　所
名　　称
職　氏　名　　印

学校法人 産 業 医 科 大 学
契 約 担 当 役
常　務　理　事　　志村　幸久　　殿

入札書提出時及び入札当日持参する書類一覧

入札書提出時

○　入札書、委任状及び使用印鑑証明書（日付は提出日）

※指定された期日までに提出すること。

入札書をいれる封筒記載方法

（表面）

入札書

件名　○○○○○○○○○○

学校法人産業医科大学

契約担当役　常務理事　志村幸久　殿

会社名　○○○○○○○

令和○年○月○日

（裏面）

割印

入札当日

○　入　札　書
・枚数は、２枚用意（コピー）し、各々に記名・押印すること。

○　見　積　書（入札不調の際に使用）
・枚数は、３枚用意（コピー）し、各々に押印すること。

＊注意事項：入札書及び見積書について、押印がコピーのものの使用を認めない。

○　入札に来られる方の印鑑及び名刺

補足注意事項：配布した仕様書、書類等は、入札終了後破棄して下さい。

入札及び書類等に関してご不明な点がありましたら、事前に事務担当（契約課 島田　TEL093-691-7132）　あてご連絡下さい。

質 問 書

件　　名：　学務統合システム更新に係る約定契約及び委託契約

会 社 名　　印

令和　　年　　月　　日

番号	質　　問　　内　　容

※質問書の提出期限は、令和８年１１月６日（金）１２時までとし、本質問書の提出が無い場合は、質問無しとみなす。

質問に対する回答は、令和８年１１月１１日（水）１４時から契約課掲示板に掲示する。

また、質問の内容によっては、回答に仕様等変更を含む場合もある。

契　約　書　（案）

学校法人　産業医科大学（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、学務統合システムの更新に係る委託契約（以下「業務委託」という。）を甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて、両当事者は次の条項により契約を締結する。

（総　則）

第１条　甲及び乙は、本契約に定める事項を信義に則り誠実に履行し、協議に際しては互譲の精神により円満に解決するよう努力するものとする。

（業務委託の内容）

第２条　甲の業務委託の内容は、別添のとおりとする。

（作業管理）

第３条　甲及び乙は、業務委託の履行のための連絡、調整等を行う業務遂行責任者を定め、相手方に通知するものとする。なお、業務遂行責任者の変更があった場合には、直ちに相手方に通知するものとする。

２　甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、業務遂行責任者を通じてのみ行うものとする。

（契約期間）

第４条　本契約の期間は、令和９年４月１日から令和１０年3月３１日までとする。

（委託料）

第５条　本契約に定める業務委託の処理に対する甲の委託料は、次のとおりとする。

金　　円（消費税相当額　　円を含む。）

（契約保証金）

第６条　契約保証金は、免除する。

（検　収）

第７条　甲は、乙が成果物品を納入した場合には検査を行い、その検査結果を乙に通知するものとし、その検査結果の合格をもって検収とする。

２　前項において不合格となった場合、乙は甲乙協議のうえ定める期日までに補正された成果物品を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。

（契約不適合責任）

第８条　検収完了後、業務委託内容に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」）が生じた場合には、甲はその事実を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知する

ものとし、甲及び乙はその原因についての協議を行うものとする。

２　前項において協議の結果、当該契約不適合が乙の責に帰するものであると判断された場合、乙は無償でその修正を行うものとする。

（請求及び支払）

第９条　乙は、第７条の検査に合格した場合、第５条に定める委託料を請求するものとする。

２　甲は、前項の適法な支払請求書を受理した日の翌月末日までに、委託料を乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。

（業務実施場所）

第１０条　乙が業務委託を甲の事務所等（以下「業務実施場所」という。）で実施する必要がある場合には、甲は乙に対して、当該実施場所を無償で使用させるものとする。

２　前項により乙が業務委託を業務実施場所で実施する場合には、乙は当該実施場所における甲の安全及び衛生規則その他関係規則等を遵守するものとする。

（什器備品等の貸与）

第１１条　甲は、乙が受託業務を実施する過程において必要とする甲の什器備品等（以下「什器備品等」という。）を無償で乙に貸与するものとする。

２　乙は、次の各号に該当する場合には、前項に基づき貸与された什器備品等を速やかに甲に返却するものとする。

１　業務委託が終了した場合

２　その他、合理的な理由により甲が返却を要求した場合

３　乙は、什器備品等を善良な管理者の注意義務をもって使用するものとする。

（委任または請負の禁止）

第１２条　乙は、業務委託の全部又は一部を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

２　前項のただし書きの規定により承認された者が、業務委託の履行につき契約条項等に違反した場合は、甲はその承認を取り消すことができる。

（権利譲渡の禁止）

第１３条　甲又は乙は、相手方の書面による承諾なくして本契約および本契約に関連して発生する一切の相手方に対する権利を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

（秘密の保持）

第１４条　甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の業務上、技術上の秘密を、本契約期間中はもとより、本契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとする。

２　乙は、前項の規定を第１２条第１項ただし書きの規定により承認された第三者に対して同一の義務を負わせるものとする。

（甲の契約解除）

第１５条　甲は、次の各号の一に該当するときは、催告を要せずこの契約を解除することができる。

一　乙の責に帰すべき理由により契約期間内に契約の目的を達成することができないと認められるとき。

二　乙が契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員を含む。）または乙の使用人について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、契約を継続することが適当でないと認められるとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合には、乙は契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

第１６条　甲は、第１５条第１項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定により契約を解除した場合に、既済部分があるときは第５条の規定に準じ、当該部分の委託料相当額を支払わなければならない。

３　甲は、第１項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

（乙の契約解除）

第１７条　乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

１　甲が契約に違反し、その違反により業務委託を完了することが不可能となったとき。

２　天災地変その他避けることのできない理由により、業務委託を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（損害賠償）

第１８条　乙は、この契約の履行にあたり甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その被った一切の損害（直接の損害額に加え、甲がこれに代わって本件委託業務を完了させ、又は契約不適合の状態を修補するために要した費用他）を乙の負担において賠償するものとする。

（相殺及び遅延金）

第１９条　乙がこの契約に基づく賠償又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年３．０％の割合で計算した利息を付した額と甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は乙から遅延日数につき年３．０％の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（補　則）

第２０条　この契約に定めのない事項又は契約の各条項に疑義が生じた場合には、必要に応じて、甲乙協議してその措置を決めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年　月　日

甲　　北九州市八幡西区医生ヶ丘１番１号

学校法人　産 業 医 科 大 学

契約担当役

常 務 理 事　志村　幸久

乙

覚　　書（案）

学校法人　産業医科大学（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、学務統合システムの更新について、次のとおり覚書を締結する。

第１条　乙は、本覚書締結後、産業医科大学において学務統合システムの更新に係る事前準備に取り掛かることとする。また、甲はそれに全面的に協力するものとする。

第２条　契約は令和９年４月以降に締結するものとする。

第３条　乙がこの覚書に違反したとき、または甲がこの覚書を存続させることが適当でないと認めたときは、甲は、この覚書を解除することができる。

第４条　この覚書の変更及びこの覚書に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、その都度甲・乙誠意をもって協議し決定する。

この覚書締結の証として、本書を２通作成し、甲乙各１通保有する。

令和８年　　月　　日

甲　　北九州市八幡西区医生ヶ丘１－１
学校法人　産業医科大学
契約担当役　常務理事　　志村　幸久

乙

令和　年　月　日

リース約定書（案）

（甲）　　（乙）

北九州市八幡西区医生ヶ丘１番１号

学校法人産業医科大学

契約担当役

常務理事　　志村　幸久

甲と乙とは、甲が導入する機器等を下記条件によって賃貸借（リース）することに関し下記のとおり約定し、その証として本書３通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各１通を保有し、他の１通は乙から貸主に送付します。

記

１.品名及び数量　　学務統合システムの更新
（詳細別紙のとおり）

２.約定金額　　金　　円（消費税相当額は含まない。）

３.引渡完了予定日　　令和１０年３月３１日

４.据付場所　　甲指定の場所

５.貸し主　　甲指定のリース会社

６.貸主との契約　　甲は貸主を決定しリース契約を締結する。

７.瑕疵担保責任　　物件の引渡後一年間、乙は、規格・仕様・性能・機能等に不適合、不完全その他の瑕疵があった場合、これを無償で保証することとする。